

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 25 日 (金) 第 170 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 調理師法施行細則の一部を改正する規則 (※) (健康増進課取扱い) 1
- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則 (※) (健康増進課取扱い) 6

訓 令

- 鹿児島県職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程 (※) (人事課取扱い) 11
- 鹿児島県職員の妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程 (※) (人事課取扱い) 12
- 鹿児島県職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する規程 (※) (人事課取扱い) 15

規 則

初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第65号

初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第 2 条第 2 号中「上級 鹿児島県職員採用上級試験」を「大学卒業程度 鹿児島県職員採用試験 (大学卒業程度)」に改め，同条第 3 号中「中級 鹿児島県職員採用中級試験」を「短大卒業程度 鹿児島県職員採用試験 (短大卒業程度)」に改め，同条第 4 号中「初級 鹿児島県職員採用初級試験」を「高校卒業程度 鹿児島県職員採用試験 (高校卒業程度)」に改める。

第 12 条第 1 項の表以外の部分中「同表の右欄」を「次の表の右欄」に，「同表の左欄に」を「次の表の左欄に」に改め，同条第 2 項中「上級」を「大学卒業程度」に，「中級」を「短大卒業程度」に，「初級」を「高校卒業程度」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号中「上級」を「大学卒業程度」に，「中級」を「短大卒業程度」に，「初級」を「高校卒業程度」に改める。

別表第 2 アの表中「上級」を「大学卒業程度」に，「中級」を「短大卒業程度」に，「初級」を「高校卒業程度」に改める。

別表第 2 イの表中「上級」を「大学卒業程度」に，「中級」を「短大卒業程度」に，「初級」を「高校卒業程度」に改める。

別表第 6 アの表備考中「中級」を「短大卒業程度」に，「初級」を「高校卒業程度」に改める。

別表第 6 イの表備考 1 中「中級」を「短大卒業程度」に，「初級」を「高校卒業程度」に改める。

附 則

この規則は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

.....

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第66号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

第 2 号 様 式 (第 1 条 の 2 関 係)

調 理 師 名 簿 訂 正 及 び 調 理 師 免 許 証 書 換 交 付 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住 所 〒

ふ り が な

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

下 記 の と お り 調 理 師 名 簿 登 録 事 項 に 変 更 を 生 じ た の で , 名 簿 訂 正 の 上 , 調 理 師 免 許 証 を 書 き 換 え て 交 付 す る よ う , 調 理 師 法 施 行 令 第 11 条 第 1 項 及 び 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 申 請 し ます。

記

- 1 登 録 番 号 第 号
- 2 登 録 年 月 日 年 月 日
- 3 変 更 事 項

	変 更 前	変 更 後
本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)		
ふ り が な		
氏 名	(旧 姓)	(旧 姓)
旧 姓 併 記 の 希 望		有 ・ 無
通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

- 4 変 更 年 月 日 年 月 日
- 5 変 更 理 由

- 備 考 1 調 理 師 免 許 証 及 び 戸 籍 の 謄 本 又 は 抄 本 を 添 付 す る こ と 。
- 2 用 紙 の 大 き さ は , A 4 と す る こ と 。
 - 3 こ の 様 式 は , 九 州 各 県 (熊 本 県 及 び 沖 縄 県 を 除 く 。 以 下 同 じ 。) の 共 通 様 式 で す の で , 宛 先 を 書 き 換 え て い た だ け ば , 九 州 各 県 で 使 用 で き ます 。

第3号様式（第1条の2関係）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号
登録者との続柄

下記のとおり調理師名簿登録の消除をするよう、調理師法施行令第12条の規定により申請します。

記

1 本籍地都道府県名（国籍）

ふりがな

2 氏 名

3 生年月日 年 月 日

4 登録番号及び登録年月日 第 号 年 月 日

5 消除を申請する理由

備考1 調理師免許証を添付すること。ただし、調理師免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。

2 死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。

3 この様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第 4 号 様 式 (第 1 条 の 2 関 係)

調 理 師 免 許 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住 所 〒

ふ り が な

氏 名

性 別

男 ・ 女

生 年 月 日

年 月 日

電 話 番 号

下 記 の 調 理 師 免 許 証 を (破 つ た ・ 汚 し た ・ 失 つ た) の で , 調 理 師 法 施 行 令 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 調 理 師 免 許 証 の 再 交 付 を 申 請 し ま す 。

記

- 1 登 録 番 号 第 号
- 2 登 録 年 月 日 年 月 日
- 3 本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)

備 考 1 該 当 す る 文 字 を ○ で 囲 む こ と 。

2 調 理 師 免 許 証 を 破 つ た と き 又 は 汚 し た と き は , そ の 調 理 師 免 許 証 を 添 付 す る こ と 。

3 用 紙 の 大 き さ は , A 4 と す る こ と 。

4 こ の 様 式 は , 九 州 各 県 (熊 本 県 及 び 沖 縄 県 を 除 く 。 以 下 同 じ 。) の 共 通 様 式 で す の で , 宛 先 を 書 き 換 え て い た だ け ば , 九 州 各 県 で 使 用 で き ま す 。

附 則

- 1 この規則は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の調理師法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

.....
栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年12月25日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第67号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（平成14年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

栄 養 士 免 許 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)

住 所 〒

ふ り が な

氏 名

性 別 男 ・ 女

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

栄 養 士 法 施 行 令 第 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、下 記 の と お り 栄 養 士 免 許 を 申 請 し ま す。

記

- 1 罰 金 以 上 の 刑 に 処 せ ら れ た こ と の 有 無 有 ・ 無
(有 の 場 合 は、そ の 罪、刑 及 び 刑 の 確 定 年 月 日 を 次 に 記 入 す る こ と。)

- 2 栄 養 士 法 第 1 条 に 規 定 す る 業 務 に 関 し、犯 罪 又 は 不 正 の 行 為 を 行 っ た こ と の 有 無
有 ・ 無
(有 の 場 合 は、違 反 の 事 実 及 び 年 月 日 を 次 に 記 入 す る こ と。)

- 3 旧 姓 併 記 の 希 望 の 有 無 有 ・ 無
- 4 希 望 す る 旧 姓 又 は 通 称 名

備 考 1 用 紙 の 大 き さ は、A 4 と す る こ と。

2 こ の 様 式 は、九 州 各 県 (熊 本 県 及 び 沖 縄 県 を 除 く。以 下 同 じ。) の 共 通 様 式 で す の
で、宛 先 を 書 き 換 え て い た だ け ば、九 州 各 県 で 使 用 で き ま す。

第 2 号 様 式 (第 2 条 関 係)

栄 養 士 名 簿 訂 正 及 び 栄 養 士 免 許 証 書 換 え 交 付 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住 所 〒

ふ り が な

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

下 記 の と お り 変 更 を 生 じ た の で , 栄 養 士 法 施 行 令 第 3 条 第 1 項 及 び 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 栄 養 士 名 簿 訂 正 及 び 栄 養 士 免 許 証 書 換 え 交 付 を 申 請 し ま す 。

記

- 1 登 録 番 号 第 号
- 2 登 録 年 月 日 年 月 日
- 3 変 更 事 項

	変 更 前	変 更 後
本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)		
ふ り が な		
氏 名	(旧 姓)	(旧 姓)
旧 姓 併 記 の 希 望		有 ・ 無
通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

4 変 更 年 月 日 年 月 日

5 変 更 理 由

- 備 考 1 栄 養 士 免 許 証 及 び 戸 籍 の 謄 本 又 は 抄 本 を 添 付 す る こ と 。
- 2 用 紙 の 大 き さ は , A 4 と す る こ と 。
- 3 こ の 様 式 は , 九 州 各 県 (熊 本 県 及 び 沖 縄 県 を 除 く 。 以 下 同 じ 。) の 共 通 様 式 で す の で , 宛 先 を 書 き 換 え て い た だ け ば , 九 州 各 県 で 使 用 で き ま す 。

第 3 号 様 式 (第 2 条 関 係)

栄 養 士 名 簿 登 録 抹 消 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

申 請 者 住 所
氏 名
(本人との続柄)
電 話 番 号

栄 養 士 法 施 行 令 第 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 下 記 の と お り 栄 養 士 名 簿 の 登 録 の 抹 消 を 申 請 します。

記

- 1 登 録 番 号 第 号
- 2 登 録 年 月 日 年 月 日
- 3 本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)
- 4 ふ り が な
氏 名
- 5 性 別 男 ・ 女
- 6 生 年 月 日 年 月 日
- 7 抹 消 理 由 の 生 じ た 年 月 日 年 月 日
- 8 抹 消 理 由 (死 亡 ・ 失 踪 ・ そ の 他)

- 備 考 1 栄 養 士 免 許 証 を 添 付 す る こ と 。 た だ し , 栄 養 士 免 許 証 を 添 付 で き な い と き は , そ の 理 由 を 明 ら か に す る 書 類 を 添 付 す る こ と 。
- 2 抹 消 理 由 が 死 亡 又 は 失 踪 の 場 合 は , 戸 籍 の 謄 本 若 し く は 抄 本 , 死 亡 診 断 書 又 は 失 踪 の 宣 告 を 受 け た こ と を 証 す る 書 類 を 添 付 す る こ と 。
 - 3 用 紙 の 大 き さ は , A 4 と す る こ と 。
 - 4 こ の 様 式 は , 九 州 各 県 (熊 本 県 及 び 沖 縄 県 を 除 く 。 以 下 同 じ 。) の 共 通 様 式 で す の で , 宛 先 を 書 き 換 え て い た だ け ば , 九 州 各 県 で 使 用 で き ます 。

第 4 号 様 式 (第 2 条 関 係)

栄 養 士 免 許 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

住 所 〒

ふ り が な

氏 名

性 別

男 ・ 女

生 年 月 日

年 月 日

電 話 番 号

下 記 の 栄 養 士 免 許 証 を (破 っ た ・ 汚 し た ・ 失 っ た) の で , 栄 養 士 法 施 行 令 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , 栄 養 士 免 許 証 の 再 交 付 を 申 請 し ま す 。

記

- 1 登 録 番 号 第 号
- 2 登 録 年 月 日 年 月 日
- 3 本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)

備 考 1 該 当 す る 文 字 を ○ で 囲 む こ と 。

2 栄 養 士 免 許 証 を 破 っ た と き 又 は 汚 し た と き は , そ の 栄 養 士 免 許 証 を 添 付 す る こ と 。

3 用 紙 の 大 き さ は , A 4 と す る こ と 。

4 こ の 様 式 は , 九 州 各 県 (熊 本 県 及 び 沖 縄 県 を 除 く 。 以 下 同 じ 。) の 共 通 様 式 で す の で , 宛 先 を 書 き 換 え て い た だ け ば , 九 州 各 県 で 使 用 で き ま す 。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の栄養士法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

鹿児島県訓令第 9 号

鹿児島県職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、知事部局に勤務する一般職の職員（以下「職員」という。）の能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除 セクシュアル・ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、セクシュアル・ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

（不利益取扱いの禁止）

第 3 条 職員は、セクシュアル・ハラスメントを行った職員に対する拒否、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益な取扱いも受けない。

（職員の責務）

第 4 条 職員は、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

- 2 職員は、セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項として総務部長が別に定める指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

（監督者の責務）

第 5 条 職員を監督する地位にある者（係長以上の職にある全ての者をいう。以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に留意し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが職場で行われていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (3) セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (4) セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場にお

いて不利益を受けることがないようにしなければならないこと。

(5) 職員からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）があった場合には、真摯にかつ迅速に対応すること。

2 監督者は、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

3 総務部長は、職員が他の任命権者の所属職員からセクシュアル・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該任命権者に対し、当該所属職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該所属職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（研修等）

第 6 条 総務部長は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応（以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。）のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

2 総務部長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となった者にセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに新たに監督者となった職員にセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

（苦情相談への対応）

第 7 条 総務部長は、苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、総務部長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項として総務部長が別に定める指針に十分留意して、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

（細則）

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

鹿児島県訓令第 10 号

鹿児島県職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程
（趣旨）

第 1 条 この訓令は、知事部局に勤務する一般職の職員（以下「職員」という。）の能率の発揮を目的として、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止のための措置及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

(1) 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

ア 妊娠したこと。

イ 出産したこと。

ウ 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

- (2) 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。
- ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 64 条の 3 の規定により妊娠，出産，哺育等に有害な業務に就かせないこと。
 - イ 労働基準法第 65 条第 3 項の規定により他の軽易な業務に転換させること。
 - ウ 労働基準法第 66 条の規定により同条に規定する労働又は深夜業をさせないこと。
 - エ 鹿児島県職員服務規程（昭和 35 年鹿児島県訓令第 25 号。以下「服務規程」という。）第 12 条の 3 第 1 項第 5 号に規定する産前休暇
 - オ 服務規程第 12 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する産後休暇
 - カ 服務規程第 12 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する育児休暇
 - キ 服務規程第 12 条の 3 第 1 項第 8 号に規定する出産補助休暇
 - ク 服務規程第 12 条の 3 第 1 項第 11 号の 3 に規定する妊娠疾病休暇
 - ケ 職務に専念する義務の特例に関する規則（平成 7 年鹿児島県人事委員会規則第 2 号。以下「職免規則」という。）第 2 条第 1 項第 7 号の規定により保健指導又は健康診査を受ける場合に職務に専念する義務を免除されること。
 - コ 職免規則第 2 条第 1 項第 8 号の規定により正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて職務に専念する義務を免除されること。
 - サ 職免規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定により休息し，又は補食する場合に職務に専念する義務を免除されること。
 - シ アからサまでに掲げるもののほか，人事課長の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置
- (3) 職員に対する次に掲げる育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。
- ア 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育休法」という。）第 2 条に規定する育児休業
 - イ 育休法第 10 条に規定する育児短時間勤務
 - ウ 育休法第 19 条第 1 項に規定する部分休業
 - エ 鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年鹿児島県条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項の規定により深夜における勤務をさせないこと。
 - オ 勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項の規定により勤務時間条例第 8 条第 2 項に規定する勤務をさせないこと。
 - カ 服務規程第 12 条の 3 第 1 項第 8 号の 2 に規定する育児参加休暇
 - キ 服務規程第 12 条の 3 第 1 項第 8 号の 3 に規定する看護休暇又は同項第 8 号の 3 の 2 に規定する子の看護休暇
 - ク アからキまでに掲げるもののほか，人事課長の定める育児に関する制度又は措置
- (4) 職員に対する次に掲げる介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。
- ア 勤務時間条例第 8 条の 2 第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項の規定により深夜における勤務をさせないこと。
 - イ 勤務時間条例第 8 条の 2 第 4 項の規定により読み替えられた同条第 2 項の規定により勤務時間条例第 8 条第 2 項に規定する勤務をさせないこと。
 - ウ 勤務時間条例第 15 条第 1 項に規定する介護休暇又は鹿児島県非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 3 号。以下「非常勤職員規程」という。）第 24 条第 2 項第 6 号の規定による要介護者の介護をするための休暇
 - エ 勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する介護時間又は非常勤職員規程第 24 条第 2 項第 7 号の規定による要介護者の介護をするための休暇
 - オ 服務規程第 12 条の 3 第 1 項第 8 号の 4 に規定する短期介護休暇
 - カ アからオまでに掲げるもののほか，人事課長の定める介護に関する制度又は措置（不利益取扱いの禁止）

第3条 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益な取扱いも受けない。

（職員の責務）

第4条 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

2 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項として総務部長が別に定める指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

（監督者の責務）

第5条 職員を監督する地位にある者（係長以上の職にある全ての者をいう。以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に留意し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する認識を深めさせること。
 - (2) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが職場に生じていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動が行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動が行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと。
 - (5) 職員から妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）があった場合には、真摯にかつ迅速に対応すること。
- 2 監督者は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。
- 3 総務部長は、職員が他の任命権者の所属職員から妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、当該任命権者に対し、当該所属職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該所属職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（研修等）

第6条 総務部長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントが生じた場合の適切な対応（以下「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等」という。）のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

2 総務部長は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となった者に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに新たに監督者となった職員に妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

（苦情相談への対応）

第7条 総務部長は、苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、総務部長は、苦情相談を受

ける体制を職員に対して明示するものとする。

- 2 相談員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項として総務部長が別に定める指針に十分留意して、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

（細則）

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

鹿児島県訓令第 11 号

鹿児島県職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する規程を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員のパワー・ハラスメントの防止等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、知事部局に勤務する一般職の職員（以下「職員」という。）の能率の発揮を目的として、パワー・ハラスメントの防止のための措置及びパワー・ハラスメントが行われた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

（不利益取扱いの禁止）

第 3 条 職員は、パワー・ハラスメントを行った職員に対する拒否、パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントに関し正当な対応をしたことのためにいかなる不利益な取扱いも受けない。

（職員の責務）

第 4 条 職員は、パワー・ハラスメントをしてはならない。

- 2 職員は、パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項として総務部長が別に定める指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

（監督者の責務）

第 5 条 職員を監督する地位にある者（係長以上の職にある全ての者をいう。以下「監督者」という。）は、良好な勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に留意し、パワー・ハラスメントの防止に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、パワー・ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、パワー・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) パワー・ハラスメントが職場で行われていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (3) パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けていないか、又はそのおそれがないか、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (4) パワー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他パワー・ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと。
- (5) 職員からパワー・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）があった場合には、真摯にかつ迅速に対応すること。

2 監督者は、パワー・ハラスメントが行われた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

3 総務部長は、職員が他の任命権者の所属職員からパワー・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該任命権者に対し、当該所属職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該所属職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（研修等）

第 6 条 総務部長は、パワー・ハラスメントの防止及びパワー・ハラスメントが行われた場合の適切な対応（以下「パワー・ハラスメントの防止等」という。）のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

2 総務部長は、パワー・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に、新たに職員となった者にパワー・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに新たに監督者となった職員にパワー・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

（苦情相談への対応）

第 7 条 総務部長は、苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、総務部長は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、パワー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項として総務部長が別に定める指針に十分留意して、苦情相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

（細則）

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。